

(工学部内規程第17号)

鳥取大学大学院工学研究科教員選考規則

(趣旨)

第1条 鳥取大学大学院工学研究科における教員の選考は、鳥取大学教員選考基準(昭和31年鳥取大学規則第7号)によるもののほかこの規則の定めるところによる。

(教員の任用)

第2条 専攻に教員を任用するとき、及び博士後期課程担当教員資格認定をするときは、当該専攻長は、当該候補者について次に掲げる審査書類を添付して工学研究科長(以下「研究科長」という。)に申請する。

一 教員資格審査申請書(様式イ)

二 組織表(様式ロ)

三 調査書

- ・ 履歴書(様式ハ-1)
- ・ 教育歴(様式ハ-2)
- ・ 研究歴(様式ハ-3)
- ・ その他の活動歴(様式ハ-4)
- ・ 着任後の抱負(様式ハ-5)
- ・ 研究業績リスト(著書・論文等、特許・実用新案)(様式ハ-6-1)、又は研究業績リスト(著書・論文等、特許・実用新案、作品)(様式ハ-6-2)

四 その他審査に必要な書類(公募内容、論文コピー等)

(第一教員選考委員会)

第3条 工学研究科に第一教員選考委員会(以下「第一委員会」という。)を置く。

2 第一委員会に関し、必要な事項は別に定める。

3 研究科長は、前条に基づく申請があったときは、当該候補者の教員任用の適否及び博士後期課程担当資格に関わる審査を、速やかに第一委員会に付託するものとする。

4 第一委員会は、前項の付託を受けたときは、速やかに資格審査を行い、審査結果を文書をもって研究科長に報告するものとする。

5 第一委員会が当該候補者の資格について適当と判断したときは、研究科長は審査結果を研究科委員会に報告するものとする。

(第二教員選考委員会)

第4条 前条第5項の報告に基づき、研究科委員会が必要と認めるときは、第二教員選考委員会（以下「第二委員会」という。）を置く。

2 第二委員会に関し、必要な事項は別に定める。

3 第二委員会は、資格審査を行い、審査結果を文書をもって研究科委員会に報告するものとする。

4 研究科委員会は、第二委員会の審査結果を参考にして、候補者の任用の可否及び博士後期課程担当資格について審議し、投票により決定する。

（再審査の申請）

第5条 第一委員会が当該候補者の資格について適格でないと判断したときは、研究科長は当該専攻長にその旨通知し、再検討をさせるものとする。

2 前項の通知を受けた専攻長は、検討の結果、なおその候補者の任用を必要とするときは、再度、資格審査を研究科長に申請することができる。

（助教の任用）

第6条 助教の任用については、前条までの規定にかかわらず、第一委員会の審査結果を参考にして、研究科委員会において審議の上決定するものとする。

（候補者の提示要求）

第7条 教員の欠員を補充する専攻で、適当な候補者を有しないときには、当該専攻長は研究科長を経て第一委員会に候補者の提示を求めることができる。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、教員の任用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 鳥取大学工学部教官選考規程（昭和49年鳥取大学工学部規則第6号）、鳥取大学大学院工学研究科教官選考規程（平成9年鳥取大学工学部規則第2号）及び鳥取大学大学院工学研究科博士後期課程担当教官資格審査規程（平成9年鳥取大学工学部規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。